

# 「あいち女性の活躍プロモーションリーダー」ロゴマーク使用基準

## 1 ロゴマーク使用に関する権利

ロゴマークの使用に関する一切の権利は愛知県に帰属します。

## 2 使用方法

### (1) ロゴマークを使用できる者

「あいち女性の活躍プロモーションリーダー」として、愛知県から委嘱された企業・団体に限ります。

### (2) ロゴマークの使用目的

「あいち女性の活躍プロモーションリーダー」として、愛知県から委嘱された企業・団体がその取組の広報や宣伝等を目的に使用する場合に限ります。

### (3) ロゴマークの使用期間

「あいち女性の活躍プロモーションリーダー」として、愛知県から委嘱された日からロゴマークをお使いいただけます。

ただし、「あいち女性の活躍プロモーションリーダー」では無くなった日又はあいち女性輝きカンパニー認証の取消しの通知を受けた日からロゴマークの使用はできません。

### (4) 使用可能な媒体

自社の製品や広告、会社案内等

### (5) ロゴマークの使用ができない場合

以下のいずれかに該当する場合は、ロゴマークを使用することができません。

- ・ 特定の宗教活動や政治活動を目的とする場合
- ・ 不当な利益を得ることを目的とする場合
- ・ 第三者の利益を害するおそれがある場合
- ・ 法令違反又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
- ・ 「あいち女性の活躍プロモーションリーダー」のイメージを損なうおそれがある場合
- ・ その他、愛知県が適当でないと認める場合

## 3 使用条件

下記の範囲内で原画を変更して使用することができます。

### (1) 大きさ

自由に変更できます。ただし、原画の縦横比は必ず保ってください。

### (2) 色

原画は多色ですが、単色使用も可能です。

#### 4 使用料

ロゴマークの使用料は、無償とします。

#### 5 使用上の留意事項

ロゴマークを使用する場合は、以下について留意してください。

- ・ 本使用基準を遵守すること。
- ・ ロゴマーク使用の権利を譲渡、転貸、継承しないこと。
- ・ 第三者がロゴマークを不正に利用できないよう適正な管理を図ること。

#### 6 免責事項

- ・ 愛知県は、ロゴマークの使用者の活動についていかなる責任も負いません。
- ・ ロゴマークは、愛知県が特定の商品やサービス、技術等の品質について、認定又は認証するものではありません。
- ・ 愛知県は、ロゴマークの使用や使用停止に起因する損失、ロゴマークの使用により、第三者に与えた損害等について、一切の責任を負いません。
- ・ この使用基準は、使用者の許諾なく改定することがあります。

#### 7 その他

本使用基準に定めのない事項については、愛知県が判断するものとします。

#### 8 問合せ先

愛知県県民文化局男女共同参画推進課 女性の活躍促進グループ  
電話 052-954-6657

#### 附則

この使用基準は、平成30年7月5日から施行する。

#### 附則

この使用基準は、令和5年6月30日から施行する。